

平成28年度大磯町教育委員会第2回定例会議事録

1. 日 時 平成28年5月19日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前9時55分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階 第1会議室
3. 出席者 藤 家 崇 教育長
 中 野 泉 教育長職務代理者
 青 山 啓 子 委員
 曾 田 成 則 委員
 濱 名 三代子 委員
 岩 本 清 嗣 教育部長
 小 島 昇 学校教育課長
 山 口 友紀子 学校教育課副課長
 瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
 佐 川 和 裕 生涯学習課長
 國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
 早 崎 薫 生涯学習課図書館長
 秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 森 田 敏 幾 参事（地域総合戦略担当）
5. 傍聴者 3名
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第1号 平成29年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
議案第2号 平成28年6月補正予算における教育委員会予算要求について
8. 報告事項
報告事項第1号 平成27年度大磯町一般会計繰越計算書について
報告事項第2号 大磯町郷土資料館運営委員会の委嘱について
報告事項第3号 巡回展の開催について
報告事項第4号 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
9. その他

(開 会)

教育長) 出席委員が5名で定足数に達しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立します。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成28年度第1回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成28年度第1回定例会議事録」は、1ページから19ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成28年度第1回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、4月定例会開催後の平成28年4月21日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

5月5日、神奈川県が無形民俗文化財に指定されている国府祭が開催されました。天候に恵まれて大磯町内外から多くの人で賑わいました。なお、今年度から国・県の補助事業として国府祭調査を実施することになっており、町が依頼した専門調査員が現地視察をいたしました。今後は、具体的な調査活動を進めてまいります。

5月7日、国府中学校で土曜日の授業参観、いわゆるファインデーを開催しました。希望する保護者を対象にスクールランチの試食をしていただきました。

5月10日、中学校部活動地域指導者ガイダンスを開催し、13名の方に委嘱状を交付いたしました。今年も地域指導者の皆様に中学校の部活動をサポートしていただくことになっています。

5月14日、生涯学習館におきましてファミリー教室を開催しました。小田原市子ども会連絡協議会の会長さんを講師に迎え、「みんなで育てよう！地域の子どもたち」をテーマに、新年度子ども会役員の方々を対象として、子ども会を運営していくうえでの考え方や実例など、実践的なお話をいただきました。

5月17日、町立学校の新規採用教職員6名を対象とした研修会を開催いたしました。経験の浅い教員が増えていますので、今後も指導力向上のため、研究・研修の充実に努めてまいります。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、4月の定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要

なものに関する事、また専決した事項に関する事についての報告はございません。以上でございます。

付議事項第 1 号 平成29年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

学校教育課副課長) 「平成 29 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の資料 1 をご覧ください。「平成 29 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。

教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を「平成 29 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。

資料 2 から資料 4 には、議案にあります教科用図書の採択に係る法令の抜粋を載せてございます。いずれも平成 27 年に改正されております。

その他の資料ですが、「参考資料 1」が神奈川県の採択方針、「参考資料 2」が平成 31 年度まで使用予定の中学校教科用図書調査研究の観点、「資料 3」が、平成 30 年度まで使用予定の小学校教科用図書調査研究の観点でございます。補足説明につきましては、以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 今日、県教委の採択の基準、その方法について資料がございました。大磯町では、この県の方針に沿って、今年度の教科用図書の採択を進めていければよいと思います。また、昨年は、教科書会社の不正が教員など、ほかの関係者に対して行われたという大きな問題が明るみに出ました。大磯町の教育委員会としましても、この議案の方針のところにありますように、公正の確保により一層努めながら採択をしていけばよろしいかと思います。以上です。

中野委員) 今、青山委員からもお話がありましたように、他地区では不正のようなことが行われたということを皆さんご存じかと思います。この大磯町では、私たちは非常に多大なる時間とエネルギーを費やし、公正な目をもって判断し、教科書採択に当たりました。つきましては、特に現場のほうで問題がないということであれば、この採択方法で進めさせていただきたいと思います。

曾田委員) 小学校で 1 年、中学校で 1 年、トータルでいきますと、それぞれ半年間、2 年間にわたっての議論をそれぞれ皆さんでやってまいりました。新聞報道でいろんな事件がございましたけれども、どうしてあのようなことになるのか、私は詳しくはわかりませんが、大磯町としては真剣に教育委員を中心に議論をしてまいりましたし、より生徒たちのために努力したつもりでござい

ます。子どもたちにいい教育ができますようにということで話をおさめたい
と思っております。以上です。

濱名委員) 調査におきましては、調査委員からの報告とかを鵜呑みにすることなく、
私たちが責任をもって考えて選んできたと思います。今般、公正確保という
ところが非常に大切な気がするのですけれども、昨年度発生しました金銭の
受け取り、そういうことがあったから、この点が少しクローズアップされて
いるような気がいたします。公正であるとはとても言えない状況というのを
しっかりとなくしていったって、つまらない疑いをかけられることのないように、
しっかりとやりたいと思います。

教育長) ありがとうございます。

4名の委員さんから公正確保ということを含めて今まで以上にきちんとやってい
ただきたいということでご意見が出ております。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号「平成29年度大磯町立小・中
学校で使用する教科用図書の採択方針について」は、原案どおりご承認いた
だいたものとします。

付議事項第2号 平成28年6月補正予算における教育委員会予算要求について

郷土資料館長) 議案第2号平成28年6月補正予算における教育委員会予算要求につ
いて、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、旧吉田茂邸再建事業に係る予算に特定財源を
充当することによる内容精査により生じるものです。

参考資料として配布いたしました。内閣府作成「地方創生加速化交付金」
のリーフレットをご覧ください。本交付金は、事業概要にありますように、
一億総活躍社会の実現に向けた緊急対抗として創設されたもので、国の平成
27年度補正予算において1,000億円が計上されているものです。

大磯町では、「近現代の歴史舞台からの地域づくり事業」として、旧吉田
茂邸再建事業を中心とした事業に充てることを検討しております。内容とし
ましては、旧吉田茂邸の調度品製作・解説パネル製作・備品購入・図録作成
などを想定しております。

資料の別紙をご覧ください。金額の増額があるものについて記載しており
ます。予算科目は教育費・社会教育費・郷土資料館費です。事業名は、はじ
めに教育普及・企画展事業、印刷製本費です。補正理由としては吉田茂をテ
ーマにした企画展の図録の印刷部数の変更によるものです。

次に旧吉田茂邸再建事業の消耗品費です。補正理由は、旧吉田茂邸施設・
庭園案内用ユニフォームの購入のための増です。続いて、同じく旧吉田茂邸
再建事業の修繕料です。補正理由としては施設内の公衆無線LANの整備の
ための増です。

また、本日の資料にはあらわれておりませんが、交付金充当予定の、調度

品作製・解説パネル作製・備品購入につきましては、財源更正を行なう予定でおります。

本日ご説明した内容につきましては、現在調整中の部分もありますので、若干の内容変更がある場合がございますのでご承知おきいただければと存じます。説明は以上です。

質疑応答)

曾田委員) その後、吉田邸のほうはどのように、順調に進んでいるかどうか、ちょっと一度お聞きしたいと思っておりましたので、簡単に結構でございますが、お願いいたします。

郷土資料館長) 現在、吉田茂邸につきましては、工事が進んでおりまして、内装工事をやっている状況で、5月いっぱいの工事完成を目途として進んでいる状況でございます。以上です。

曾田委員) ありがとうございます。

濱名委員) ここでユニフォームとかの予算も要求しているということで、どのようなユニフォームになるというのはもう決まっているのでしょうか。

郷土資料館長) まだ具体的にどのようなユニフォームというところまでは決まっておらないのですが、施設及び庭園等をプレオープン時に説明する担当職員がわかりやすく識別できるようなものを着用するというイメージでおります。以上です。

濱名委員) ぜひ、案内する人も溶け込むような形がいいなと思うので、着物を着てみるとか、袴をはかせてみるとか、そういったところも検討していただきたいなと思っています。

郷土資料館長) 予算の関係等もございます。それと、実際には動きやすいものとか、そういうような要素も出てくるかと思しますので、頂戴したご意見を含めて考えていきたいと思っております。

濱名委員) お願いします。

青山委員) 細かいことをお聞きしますが、図録の冊数というのは、もともとどれぐらいの予定で、今回何冊ぐらい増加、増刷するという数字等は出ているのでしょうか。

郷土資料館長) 現在、調整中の部分もございますけれども、2,000部ほど印刷する予定でおったところを、まだ確定ではございませんけれども、5,000部とか、そのぐらいの数字まで増刷できればということで進めております。

青山委員) 交付金をうまく活用して充当していただくのはいかがでしょうか。以上です。

教育長) ほかにございますでしょうか。ご質問、ご意見、それぞれありましたので、その意を汲んで進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号「平成28年6月補正予算における教育委員会予算要求について」は、原案どおりご承認いただいたものと

します。

報告事項第1号 平成27年度大磯町一般会計繰越計算書について

郷土資料館長) 報告事項第1号、平成27年度大磯町一般会計繰越計算書についてご報告いたします。

このことにつきましては、平成27年度予算のうち、平成28年度に繰り越して執行する予算について、平成28年第2回大磯町議会定例会にて報告するものです。はじめに生涯学習関係についてご説明いたします。

それでは、資料1ページをご覧ください。事業名は、郷土資料館リニューアル事業です。本事業は、平成27年度と28年度の継続費で実施する事業です。詳細施工図の作成に際し、展示ケース・展示台・解説パネル等の仕様調整に日数を要したことや施設整備等の計画に合わせて工程を組み直したことなどにより平成28年度に残額を繰り越して使用することができるよう繰越の手続きを行なったものです。

続いて、資料3ページをご覧ください。事業名は、旧吉田茂邸再建事業です。旧吉田茂邸再建事業に関しまして、電気設備・機械設備の仕様調整等の遅延によりまして、平成27年度中に計画しておりました工事部分を完了することができなくなりましたため、平成28年度に当該予算を繰り越して使用できるように、繰越明許費の議決を得たものでございます。

子育て支援課長) 引き続き、5ページをご覧ください

まず事業名は、子ども・子育て支援新制度運営事業です。負担金補助及び交付金で共同システム負担金となります。

こちらの負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度に係る保育所、幼稚園等の利用者負担の軽減が変更になりましたので、それに伴うシステムの改修を行うものです。今回の利用者負担の軽減については、多子世帯及びひとり親世帯が対象となっております。また、システム改修については、神奈川県町村情報システム共同事業組合で行いますので、参加している13町村から負担金として支出する形になります。こちらについては、国基準額の軽減変更の決定が遅かったため、年度内のシステム改修が難しいので、6月末を契約工期としてシステム改修を行うものです。

なお、こちらの負担金については、「子どものための教育・保育事業費補助金」の補助事業対象となりますので、補助率1/2で歳入があります。

子ども・子育て支援新制度運営事業に係る繰越明許費の説明は、以上となります。

学校教育課長) それでは、7ページをご覧ください。事業名は、国府中学校体育館等改修事業です。7ページは、工事の管理委託料、8ページは、工事請負費になります。同じ事業ですので、まとめてご説明します。

これまでにご報告しておりますとおり、工程は予定どおり進捗していましたが、工事を進める中で天井の木毛板の劣化が発見され、これを改修するた

めに追加工事を行うこととなったため、工期を5月31日まで延長したことにより予算を繰り越すものです。

最後に、10ページをご覧ください。事業名は、教育研究所維持管理・運営事業です。

大磯町教育研究所の事業として、小学生が社会科の学習で使用する副読本「わたしたちの大磯」の改訂作業を平成26年度から進めてまいりました。平成27年度中の発行を目指して作業を進めてまいりましたが、写真等についてできるだけ最新の物を使用することとしたため最終段階で急遽修正が生じ、その後の校正、印刷に当初予定よりも時間がかかってしまい、年度内の印刷製本に間に合わなくなっていました。なお、改訂副読本は4月中には完成し、既に子どもたちが使用しています。

平成27年度大磯町一般会計繰越計算書についての説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) システムというのはどんなシステムなのか、ご説明いただけますでしょうか。

子育て支援課長) システムの具体的な内容につきましては、幼稚園・保育園の入園事務から保育料の算定までの一連の流れを処理するシステムになっております。その中の利用者負担、保育料の部分の改修を行うものです。

中野委員) ありがとうございます。

曾田委員) 前から何回か質問させてもらってございましたけれども、「わたしたちの大磯」、この件につきまして、おけているのは聞きましたけれども、どんなものができたか一度見せてほしいということをお願いをしておりましたけれども、もう既に配ってあるので、何とも言いがたいのですが、一度見せていただく機会がほしいということですのでよろしくお願いします。

学校教育課長) 4月末に印刷・製本が完了いたしましたので、子どもたちの授業のほうではできるだけ早くということで、先に配布し、授業で使用させていただいています。完成したものがありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

曾田委員) ありがとうございます。

青山委員) 同じ「わたしたちの大磯」についてですけれども、今回、できるだけ直近の内容に更新して、よりよい内容に仕上げていきたいということがこの文章からよくわかるのですけれども、でき上がる、進めていく中で、どういふところが急遽更新変更になったのか、ちょっと具体的に説明していただけたらと思います。

学校教育課長) 最終的に間に合わなくなってしまった原因というのは、旧吉田茂邸のところでございます。今、工事を進めている中で、今後4年間にわたり、この副読本を使用するというので、できるだけ新しい情報でその部分を表現したいと考えていました。ぎりぎりまで待って直近の写真を使用した、そのことによって遅れたというのが一番最終的な遅れた原因になっています。

青山委員) よくわかりました。

報告事項第2号 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱について

郷土資料館長) 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱についてご報告させていただきます。資料の裏面をご覧くださいますと、大磯町郷土資料館運営委員名簿と「大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例」の抜粋を掲載しております。郷土資料館では現在5名の運営委員を委嘱しております。大磯町郷土資料館運営委員会は、館の円滑な運営を図るために事業等のご意見をうかがう組織でございます。

平成28年度の大磯町立校長・園長会役割分担により、大磯小学校長から大磯中学校長に役割分担が変更になりましたので、資料の名簿に記載のように、前任の残任期間をもちまして平成29年1月7日まで運営委員を委嘱するという内容です。

質疑応答) なし。

報告事項第3号 巡回展の開催について

郷土資料館長) 報告事項第3号、巡回展の開催について、ご説明させていただきます。

資料裏面をご覧ください。現在郷土資料館は、展示リニューアル工事のため休館しております。休館中に、町内の公共施設等を利用して巡回展を開催することを予定しており、今回第1回の巡回展として生涯学習館において開催するものです。

展示の内容は、平成27年度中に開催いたしました企画展「海の中の植物・海藻 ～いろいろな色 いろいろな形～」に内容を凝縮し、海藻おしば標本、写真とともに、海藻の有用性などを紹介したパネルを展示いたします。

会期は平成28年5月28日(土)から6月26日(日)までの30日間を予定しております。

質疑応答)

中野委員) 今回、改修で郷土資料館が使えないということで巡回ということになりましたが、これは非常にいいアイデアで、もし評判がよければ、時々巡回展示というのを続けてはいかかなと思いました。郷土資料館はちょっと不便なところにありますので、巡回を時々やってみたらどうかなと。改修工事が終わった後でもどうかなと思いました。

郷土資料館長) 閉館中の巡回展ということですが、今、ご意見を頂戴いたしましたので、参考とさせていただきたいと思います。

中野委員) よろしくお願ひします。

青山委員) 今、評判がよければ今後も続けられるというお話で、私もそう思うのですけれども、今回、会場が郷土資料館ではないということで、例えば、来場

者の方とか、アンケートを今まで企画展とか、いろいろな、郷土資料館でやる場合には、そういうのをとっていたと思うのですけれども、今回、巡回展になると、どんなふうにその辺は考えていらっしゃるでしょうか。

郷土資料館長） 今回、巡回展という、内容がパネル展でございまして、郷土資料館でも今までにやったのと共通する内容なのですけれども、まず、入館者につきましては、他施設ということですので、その展示をごらんになった方というのは、直接的にはカウントはできないというふうに認識しております。また、従来もパネル展についてのアンケートといった形はとっていない場合もございまして、スペース等の関係もございまして、その状況に応じて対応させていただければと考えております。以上です。

曾田委員） 大体話が見えてきたような気がいたしますけれども、このパネルのほかに、運びやすいものとか、だから巡回展に使おうとしたのか、それとも、もともとこれは意義があるのでこういうふうにしたとか、何かいろいろな中身があるかと思っておりますけれども、最終的には運びやすいものとか、そういったところが主眼なんではでしょうか。それとも何かほかに目的があるとか。

郷土資料館長） 今回、閉館中に巡回展を数回計画しておりますけれども、いずれも過去にやりました展示等の内容のエッセンスを盛り込んだパネル展というものを想定しておりまして、平面展示でパネルを用いて、少ないスペースでいろいろな内容をご紹介できればなということを考えております。以上です。

濱名委員） 郷土資料館でいつも案内できる方がいらっしゃるのですけれども、こういうふうな巡回のときにも案内できるような方というのはいらっしゃるのですか。

郷土資料館長） 基本的には、展示について張りつく職員というのは予定しておりませんけれども、逆に、そのパネルの中で、ご説明の中で内容をおわかりいただけるような形にしていきたいというふうに考えております。以上です。

教育長） 質問にご意見の部分もございましたので、ぜひ生かしながら進めていただきたいと思っております。

報告事項第4号 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子育て支援課長） それでは、報告事項第4号「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回、改正します条例については、平成26年10月に子ども・子育て支援新制度に対応するために放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育に関する基準について定めた条例の一部を改正するものです。昨年の12月にも今回の改正と同様に放課後児童支援員の資格要件のところに「地域限定保育士」を加える改正を行っております。

それでは、資料1をご覧ください。本条例改正の概要になります。

始めに、1改正概要といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、国の

放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部が改正されましたので、その関係条例となります大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるために、条例の一部を改正するものです。

次に、2 改正内容といたしましては、本条例の第 11 条（職員）のところに定めてあります放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものを加えることになります。

次に、3 施行期日といたしましては、公布の日からの施行といたします。

資料を 1 枚おめくりください。資料の 2 ページから 8 ページまでは、今回改正いたします大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の現行の条文となります。5 ページ目をご覧ください。第 11 条第 3 項第 4 号（上から 5 行目）の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」のところに義務教育学校の教諭の資格を有する者を加えるものです。

次に資料 2 といたしまして、今回の条例改正の改正文と、資料 3 として新旧対照表を添付いたしましたので、ご参考にご覧ください。

また、今回の改正の基になります学校教育法等の一部を改正する法律の概要について、参考資料 1 をご覧ください。

今回の学校教育法等の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものです。

続きまして、参考資料 2 といたしまして国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を添付してあります。こちらの基準については、すでに改正されておりますので、2 ページ目の第 10 条第 3 項第 4 号の小中学校の後に義務教育学校を追加してあります。

なお、今回の条例の一部改正については、6 月 3 日から始まる 6 月議会へ議案として上程するものです。

報告事項第 4 号「大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、以上となります。

質疑応答)

中野委員) この法改正に基づく条例については問題ないと思います。これでいいと思います。

ちょっと違うところで申しわけないのですがけれども、数カ月前の報道で、働く女性のために学童保育が必要だと。そのために、受け入れ体制として、1 人当たりの床面積をこうこうこうだと国が指定してきたと思うんですね。その規定に今現在大磯町は合っているのでしょうか。

子育て支援課長) 大磯町のほうにつきましては、国基準に基づきまして、町条例のほうも設置条例をつくっておりますので、それに基づいて運営しておりますので、基準値内の数値でやっています。1 人当たりが確か 1.65 m²だったと思いますけれども、その基準内で運営のほうをしております。

中野委員) ありがとうございます。今の現状を見て、決してひどい施設だとは思えないんですね。これでまた子どもたちがふえると、基準に合わないのが心配されます。大事なのは、子どもたちを預かる設備も、床面積ではなくて、質なんですね。指導員の質ですとか、この条例に合ったような資格を持った人物であるとかということが大事であって、報道の中にはそれと相反する、非常に狭い学童保育が映像で映し出されて、このぐらいのテーブルで、子どもたちを肩を寄せ合うようにしておやつを食べているという映像が出ました。それでもとても楽しそうでした。要は、本末転倒にならないように、子どもたちが楽しく安全に過ごせる場所として、床面積が多少それに該当していなくても、質でカバーするというような努力も必要かなと思いました。以上です。

子育て支援課長) 委員のおっしゃるとおりだと思います。今年度につきましては、学童保育、この後の事務連絡でご報告させていただこうと思っていたのですが、人数的には、大磯小学校と国府小学校を合わせまして 183 名。昨年とほぼ同数の人数となっております。施設の狭いというのは、私の方でも常に考えております。それにつきましては、新しい場所が見つければ、そちらも活用して運営していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

濱名委員) 学童施設に子どもを預けたことはないのですが、保護者が安心して預けることができること、安心して働けることというのが非常に大切だと思います。子どもにとっては第2の家庭として学校の悩みを話すことができたり、リラックスした中でその内容がしっかりと充実されていることというのを望みます。あとは、責任をもって子どもたちを見られる支援員、人数の確保がされていれば、とりあえず私は安心なのだと思います。

子育て支援課長) まず、支援員の人数につきましては、こちらも町の条例、国の基準等で決まっております、1 グループは40人以下で、そこに2名以上配置することになっておりますので、その基準に基づいて職員のほうを配置させていただいております。また、そちらの職員につきましては、県のほうで、新しい制度が始まってから、支援員の養成の研修等を行っています。そちらのほうに順次参加していただいて、研修等を受けていただく。また、独自に研修等も行っておりますので、その中で学んでいただき、児童の健全な育成に努めて頂きたいと考えております。

(その他)

教育長) 「その他」について、何かございますでしょうか。

学校教育課副課長) 前回4月の定例会、報告事項第2号、平成27年度大磯町立中学校の生徒進路状況報告の中で、委員からご質問がありました、私立と併願していて、公立に落ちてしまって、残念ながら私立に行かなければいけなくなった子の割合は、というご質問にお答えいたします。中学校に確認いたしましたところ、割合としては低く、町内で数名という状況でございました。

数年前から県も学区制度がなくなり、中学校での内申点を十分に持ってい

たとしても、当日の試験で点数が取れないと、自分より内申点が低かった人との逆転現象はやはり起こりうることです。これからも生徒には受検へ向かう準備とともに、学校としても担任が窓口となって、生徒や保護者に面談を繰り返し行っていく中で、進路指導も十分に慎重におこなっていきたいと思います。以上です。

質疑応答)

教育長) 前回の定例会で進路に係る質問がありまして、その回答について、報告がありました。よろしいでしょうか。

中野委員) 質問した中野です。ありがとうございました。数名ということで、二桁を超えないということで判断してよろしいですか。しつこいようで申しわけございません。

学校教育課副課長) 中学校に確認したところ、何十名という数ではなくて、数名でしたが、個々のケース、一人一人の話にとっても近くなってしまうので、具体的な数字に関しては、控えさせていただきます。

中野委員) わかりました。ありがとうございました。

教育長) それでは、ほかに何かございますでしょうか。

事務局) 次回の定例会は、6月23日(木)、午前9時から、生涯学習館で開催予定です。午後からは国府小学校の訪問となります。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成28年度大磯町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成28年 6 月23日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____